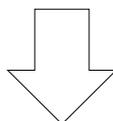


令和5年度の登録から、団員の登録料が変わります。

※これまでの登録料

区分	登録料 (単位団負担額)	日本スポ少の 登録料分	宮城県スポ少 の登録料分	栗原市スポ少 の登録料分
団員 (1人)	850円	300円	400円	150円
指導者 (1人)	1600円	700円	900円	0円
スタッフ (1人)	1600円	700円	900円	0円



※来年度からの登録料

区分	登録料 (単位団負担額)	日本スポ少の 登録料分	宮城県スポ少 の登録料分	栗原市スポ少 の登録料分
団員 (1人)	1000円	300円	400円	300円
指導者 (1人)	1600円	700円	900円	0円
スタッフ (1人)	1600円	700円	900円	0円

指導者の登録料は、各単位団への補助金交付時（8月下旬）に、各単位団の補助金（団員1人につき500円、1団につき5,000円）と合わせて指導者1人につき1600円全額を栗原市スポ少本部から助成しています。

※ 今回の団員登録料の値上げの理由は、

スポーツ少年団の指導者の資格制度が変更となり、これまでの指導者のほとんどが登録していたスポーツ少年団の認定指導員資格から、令和5年11月までに日本スポーツ協会の公認スポーツ指導者の資格へ移行しなければ、令和6年度からは指導者登録できなくなります。

公認スポーツ指導者の登録は、4年ごとの更新となりますが、登録料が4年間で1万円となることから、栗原市スポ少本部が登録料の一部(上限5000円)を助成するため、この財源として値上げするものですのでご理解願います。

なお、指導者の移行手続等については、日本スポーツ協会のホームページでご確認願います。

指導者の登録料助成申請方法については、別途案内します。